

<論文 I >

地域経済・社会における協同組織金融機関の存在意義に関する一考察
——新潟県糸魚川信用組合の「金融的・社会的地域連関」への取り組みを中心に——

金 佑 榮

1. はじめに

信用組合における業務やサービス内容は、銀行をはじめとする一般の金融機関とほとんど変わりが無いが、銀行が営利を最大の目的とする株式会社の形態であるのに対し、信用組合は、協同組織金融機関として、顧客（組合員）の経済的地位の向上や相互扶助を最大の目的とする非営利組織である。また、信用組合には、地域型、職域、業域型といった3つの業態¹⁾が存在し、それぞれの地域経済・社会を支える役割を果たしている。

ところが、近年、信用組合などの協同組織金融機関のあり方に対する様々な批判が提起され、その存在意義が厳しく問われている。特に、2008年3月、金融審議会金融分科会第二部会に設けられた「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」では、協同組織金融機関をめぐる状況の変化などを受け、これらが担うべき役割を十全に果たしていないといった論点が提起された。その根底には、不良債権問題、業務の問題、組織の問題、連合会の問題、目利き能力などに関わる人材問題など、機能論的かつ組織論的な問題が存在する²⁾。

本研究の主たる目的は、協同組織金融機関の存在に対する様々な議論のなかで、地域経済・社会における信用組合の存在価値を検討するための新たなアプローチを提供することにある。というのは、金融機関としての信用組合の機能を明確に認識しながら、地域コミュニティの活性化といった非金融的・社会的機能にも注目し、その実態を明らかにすることである。

本稿の構成は次の通りである。第2節では、今後の信用組合のあり方について論じた先行研究を整理し、これらとは異なる本研究での分析視角について紹介する。第3節では、日本における信用組合制度の形成について歴史的視点から概観する。第4節では、戦後から現在に至るまでの信用組合の再編過程（全国・都道府県）とその特徴について論じる。

その分析結果を受ける形で、第5節では、新潟県糸魚川信用組合が行う様々な取り組みの具体的内容から、地域経済へ果たす金融的機能だけではなく、「まちづくり推進室」の取り組みが生み出す地域コミュニティ活性化への効果も加えて、現代的意味での地域型信用組合の存在条件とその実態について明らかにする。最後に、今後の地域型信用組合のあり方や地域経済・社会における存在意義について改めて結論づける。

2. 先行研究と本稿における分析視角

ここでは、数は少ないものの、近年における信用組合の様々な機能を扱った先行研究の諸論点を踏まえた上で、本研究の分析視角について明確にしておく。

(1) 今後の信用組合のあり方に関する諸論点

戦前には、信用組合の変遷に沿った形で、産業組合、市街地信用組合などの性格から、制度論、形式論など、数多くの研究が行われていた。これとは対照的に、戦後に入ってから、信用組合のみに焦点を当てて機能論ないし組織論的アプローチからその実態を明らかにする研究はほとんど蓄積されていない。というのも、後述するように、今日の信用組合は、1951年の信用金庫法の施行以降の新たな設立（主に、地域型信用組合）が多い、バブル崩壊の影響が一段落した2003年頃まで激しい再編過程を経てきたからである。

こういった状況のなかで、近年には、主に信用組合の今後のあり方をめぐる議論が行われている。

谷地（2011）と家森（2014）は、信用組合の存在意義である「相互扶助」、「非営利」の意味合いをいかに現代的視点で捉えていくのかについて論じているが、それぞれ、相互扶助の程度に対する客観的指標の必要性和地域金融機関としての役割を強調している。

谷地（2013）は、信用組合と信用金庫との相違

点を明確化する試みとして、東海3県（愛知、岐阜、三重）に本店をおいた地域型信用組合と愛知県内に本店をおいた信用金庫の経営理念と地域貢献活動に関する比較分析を行ったが、両組織の間における違いは明らかでないと結論付けている。

また、谷地(2014)は、信用組合の3業態のなかで、業域型・職域型信用組合がどのような理念の下で活動しているのかを考察し、これらの今後のあり方として、組合員との間、組合員間における絆の強化、組合員のニーズへの的確な対応、組合員が抱える課題に対する解決への貢献などを取り上げている。

これらの先行研究は、信用組合が抱えている諸問題を解決すべき課題として明確に認識した上で、今後のあり方について検討し、代案を模索・提言している点で示唆に富む成果であると考えられる。実際に、バブル経済の崩壊、金融自由化といった環境変化のなかで、破綻や規模拡大（合併など）により経営効率化を図った事例が多数存在し、「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」で指摘された様々な問題で悩んでいる信用組合も少なくない。とはいえ、個々の問題意識を全ての信用組合へ一般化した形で論じている点、相互扶助の現代的意味合いの実態を把握するにあたって、各信用組合のディスクロージャー誌やホームページで公開された情報のみに依存している点では、その限界があるといえる。

(2) 実証対象としての地域型信用組合と本稿における分析視角

信用組合は、他の金融機関に比べて、小規模（大型化した信用組合を除く）で、狭域に根ざしているケースが多いため、地域経済・社会とのより深い関係性が認められる。なかでも、地域型信用組合は、日本全体の信用組合のうち70%以上（2016年基準）を占めており、営業エリアにおける地域住民や職場の勤労者、地元の中小企業や商工業者などを対象に事業を営んでいる。ところが、これらが実際に地域経済・社会に結ばれている実態（特に、戦後）についてはこれまであまり注目されてこなかったといえる。このことは、地域型信用組合自体が日本全体の金融市場に占める比重が非常に低い（単純計算で、預金：1.2%、貸出：1.3%）点³⁾だけではなく、信用組合業界から組合員や地域社会に対し、自分らの存在意義を積極的に情報発信してこなかったことに

起因すると考えられる⁴⁾。

そこで、本稿は、信用組合の3つの業態のなかでも地域型信用組合に焦点を当てて、戦後における再編過程を全国から都道府県へ、都道府県から特定の地域へと狭める形で分析を進めていく。特に、オイルショック、バブル経済の崩壊、金融自由化などの日本経済における急速な環境変化のなかで、健全な経営態勢を維持しながら、独自の取り組みを通じて生き残りに成功した信用組合の存在に注目する。そして、先行研究の成果と限界を念頭におきながら、そういった信用組合の地域経済・社会との関係性を掘り下げることによって、地域型信用組合の相互扶助・非営利といった理念の現代的意味合いを考察し、その実態について明らかにする。その際に、信用組合に関する統計資料の不十分性のため入手できる情報には制限があるものの、可能な限り金融機関としての業務内容から協同組織性を定量的に導き出し、定性的かつ動的でしか評価できない取り組みとその効果を加える（ヒアリング調査を中心に）ことで、先行研究とは異なる新たなアプローチを試みる。

このような分析視角は、信用組合の存在意義・存在条件についてより総合的な形で説明する上で有効であろう。また、その延長線として、近年の協同組織金融機関に対する様々な批判的議論を乗り越えて、今後の信用組合のあり方を論じる際にも参考になると考えられる。

3. 日本における信用組合の成立と歴史

本節では、信用組合制度の成立における歴史的経緯についてまとめていく。

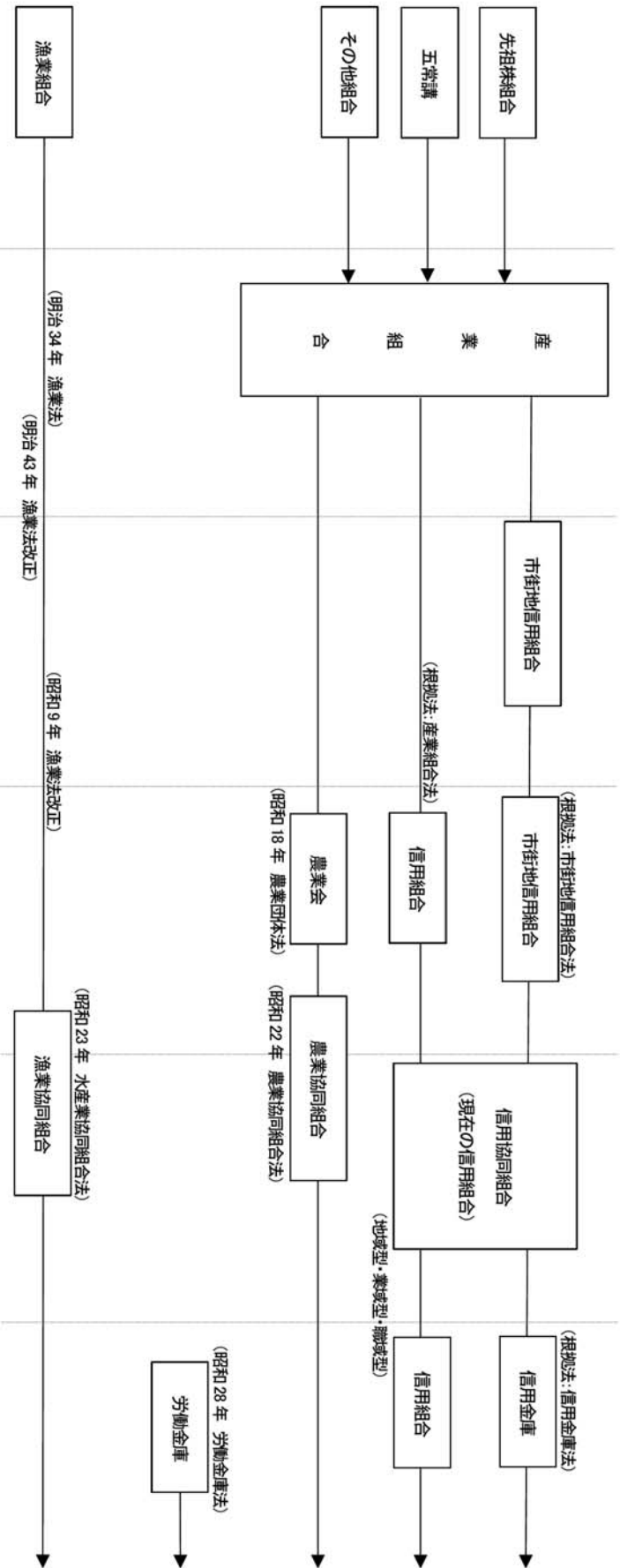
(1) 日本における信用組合の成立と歴史

日本における信用組合の始まりやその歴史的経緯については、村本(2014)『信用組合史一統』、『信用組合小史』、『日本金融論の史的研究』などの文献において詳しく整理されているが、ここでは、全国信用協同組合連合会の公開資料に基づき、日本における信用組合の歴史についてまとめておく。なお、表1は、日本における協同組織金融機関の歴史的変容と根拠法についてまとめたものである。

信用組合の起源は、19世紀中頃、ドイツで誕生したが、日本でもほぼ同時期に「協同」の精神を持った2つの組織・制度が誕生した。

表 1 日本における協同組織金融機関の歴史の変容

～1899 (明治32)年	1900 (明治33)年～	1917 (大正6)年～	1943 (昭和18)年～	1949 (昭和24)年～	1951 (昭和26)年～現在
<p>(～明治32年)</p> <p>産業組合法実行前</p> <p>明治25年に誕生し、掛川信用組合(現在の掛川信用金庫)・静岡興一が、日本における最初の信用組合</p>	<p>(明治33年)</p> <p>「産業組合法」</p> <p>購買・販売・生産の事業組合と共に信用事業を行う産業組合として法制化</p>	<p>(大正6年)</p> <p>「産業組合法の改正」</p> <p>都市部における従来の信用組業務を拡充し、都市部における従来の信用組業務を専業とする市街地信用組合制度を産業組合法の中に創設</p> <p>：員外預金・手形割引の取扱を認可</p>	<p>(昭和18年)</p> <p>「市街地信用組合法」</p> <p>産業組合法から市街地信用組合を分離</p> <p>：都市における中小小工業者、勤労者、庶民大衆のための金融機関</p>	<p>(昭和24年)</p> <p>「中小企業等協同組合法」、「協同組合による金融事業に関する法律」</p> <p>：市街地信用組合、信用組合、商工協同組合など信用事業を営むものは全て信用協同組合として統合</p>	<p>(昭和26年)</p> <p>「信用金庫法」</p> <p>：金融機関としての機能の拡大を求める信用協同組合を中小企業等協同組合法から分離するための法律</p>



注：漁業協同組合の歴史の変容については、『水産業協同組合創制百年記念誌「飛躍」を参考にした。』
 出所：金融審議会、金融分科会第二部会「協同組織金融機関のあり方」に関するワーキング・グループ「第5回」議事、配付資料5-5を参考に作成。

まず、先祖株組合は、1838年に大原幽学の指導により下総国長部村(現在の千葉県香取郡干潟町)で始まった協同組織で、組合員は、出資として所有地を提供した。土地からの収益で生活に困った村民を救済し、土地の改良や新たな農地を開拓するための資金とするものであった。

次に、五常講は、二宮尊徳が小田原藩の使用人や武士達の生活を助けるために創設した資金を貸し借りする制度である。この考え方は、後に報徳社という組織にその精神が受け継がれ、静岡県を中心に数多く設立された。

明治時代に入り、信用組合の前身となる「産業組合」が誕生したが、当時の日本では、近代的な金融制度が整備されてきたものの、零細な農民や商工業者は産業革命期のイギリスやドイツのように銀行の取引先としてみなされてなかった。この結果として起きた庶民の窮状を打開するために、1900(明治33)年に「産業組合法」成立し、日本における法律に基づいた信用組合制度の歴史がはじまった。

大正期になっても中小企業に対する金融は悪化しつつ、この問題に対処するため、1917(大正6)年に「産業組合法」の改正が行われた。その結果、市街地の信用組合は主に都市の中小商工業者のための「市街地信用組合」と、従来の産業組合法に基づく「準市街地信用組合」に分かれることとなり、このうち「市街地信用組合」は徐々に定着・発展し、その結果、1943(昭和18)年に単独法として「市街地信用組合法」が成立し、「市街地信用組合」は都市における中小企業者、勤労者・生活者のための金融機関としてその領域を広げることになった。

戦後においても、中小企業の資金難は熾烈な状況であった。このようななか、中小企業庁は商工協同組合や市街地信用組合を統合し、その資金利用によって中小企業の金融難を解決する方策を考案した。その結果、1949(昭和24)年に成立したのが「中小企業等協同組合法」と「協同組合による金融事業に関する法律」である。この法律によって、一旦は分かれた市街地信用組合、準市街地信用組合、信用事業を行う商工協同組合が信用協同組合として統合されることになった。その後、1951(昭和26)年に「信用金庫法」が施行され、市街地信用組合の多くは信用金庫法に基づく「信用金庫」に転換し、協同組織性を強く意識した市街地信用組合は中小企業等協同組合法に基づく「信用組合」として、現在に

至る。

(2) 信用金庫法の実施の前後における信用組合の再編

これまで述べたように、信用組合は、江戸時代から続く協同・相互扶助の精神の基に、発足以来幾多の変遷を経ながら発展を遂げてきたと考えられる。とはいえ、これまでの歴史的経緯だけで、今日における信用組合の存在意義や今後のあり方を論じるには不十分である。

1949年の中小企業等協同組合法と協同組合による金融事業に関する法律の制定により統合された信用協同組合が現在の信用組合の形で定着しはじめたのは、1951(昭和26)年6月15日の信用金庫法の制定が大きな転換点となる。というのも、同法の施行によって、信用金庫への組織変更が可能であった2年間(1953(昭和28)年6月14日まで)、既存の信用組合の大部分が改組の道へ進んだからである。

具体的に、信用金庫法の施行当時の信用組合は、総653組合であったものが、同年10月末までの第1次改組期に249組合、第2次改組期の1952(昭和27)年6月まで215組合、1953年(昭和28)年6月までの1カ年間の改組期間延長期の第3次改組で96組合、合計560組合が信用金庫へと改組した。また、合併・解散等により21組合が消滅し、1953(昭和28)年6月15日の時点で72組合がそのまま信用組合として残ることを選択した⁵⁾。

しかしながら、こうした結果には、その期間中に新設された信用組合の数が含まれていない。ここで注目すべきことは、既存の信用組合の急減(主に信用金庫への改組)の一方で行われた新たな信用組合の設立である。

銀行局統計調査年報(昭和31版)によると、1955年3月末の全体信用組合の数は、総415組合であった。これらを設立年度別にみると、1949(昭和24)年以前に31組合、1950(昭和25)年中に31組合、1951(昭和26)年中に34組合が新たに設立された。それから、1952(昭和27)年中に116組合、1953(昭和28)年中に111組合、1954(昭和29)年中に44組合、1955(昭和30)年以降に48組合が新設された。

すなわち、信用金庫への組織変更が可能であった2年の間、約90%の既存の信用組合が信用金庫へと

改組したものの、昭和31年3月末を基準に、少なくとも300以上の信用組合が1951（昭和26）年6月15日以降に新たに設立され、現在の信用組合を形成しはじめたと考えられる。したがって、戦後における信用組合の歴史の変容を明らかにするためには、信用金庫への組織変更の最終日であった1953年6月15日以降を分析の時間軸として設定するのが妥当である。

4. 戦後における信用組合の再編過程の実態

ここでは、第3節で述べた今日の信用組合の形成における歴史性を踏まえた上で、信用金庫法の施行から近年までの信用組合の再編過程を全国及び都道府県ごとに確認し、その特徴について論じる。

（1）戦後における信用組合の再編過程

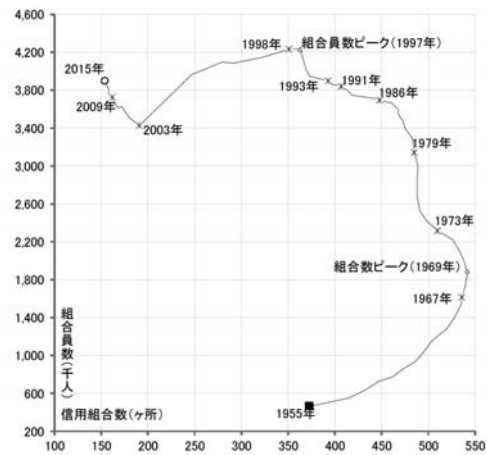
① 信用組合と組合員の数の変化

信用組合の数は、信用金庫法が実施された1951年6月前後から新たな設立が増大しはじめ、経済の高度成長期を経て1969年には542組合へとピークに達した。ところが、1973年と1979年にはオイルショックが生じ、それ以降の不況によって高度成長期を支えてきた中小企業の経営は軒並み悪化した。この影響を受けた一部の信用組合で経営危機が表面化しはじめ、1974年以降、こういった経営上の問題を起こした信用組合が急増した⁶⁾。

1980年代に入り、金融環境における行政の強力な自由化・弾力化が進められ、金融自由化への動きが一層高まることとなった。とりわけ、バブル経済の崩壊が本格化した1993年以降、急激な環境変化のなかで競争力が低下しつつ、1998年の金融再生法の施行の前後から経営破綻した信用組合が急増し、その数は、2015年の154組合まで70%以上も減少した（図1）。

さらに、新たな信用組合の設立は、1960年代後半から、法律によって強く抑制されてきた。1967年10月に金融制度調査会が行った「中小企業金融のあり方について」の答申を基に、中小企業金融の円滑化と効率化を基本理念とした中小金融二法が制定され、その後、1968年8月31日の「信用組合基本通達」の趣旨に沿った形で、抑制的な態度で臨む指導が行われた。特に、地域型信用組合の設立に

図1 全国における信用組合数及び組合員数の推移



注1: 地域型、職域型、業域型信用組合の合計である。

注2: 1951年から1954年までの数値は、統計データの制約のため示すことができなかった。

出所: 銀行局金融年報(昭和30年～平成6年)、金融年鑑(平成7年、平成8年)及び全国信用組合財務諸表(平成9年～平成27年)より作成。

表2 信用組合の破綻処理と合併の動向(単位:先)

年 度	破綻 公表 組合	破綻処理に係る事業譲渡組合				合併組合		
		同業 態へ	他業 態へ	分 割	計	同種 合併	他種 合併	計
1994	4	1	2	-	3	9(4)	1(1)	10(5)
1995	4	-	2	-	2	-	1(1)	1(1)
1996	4	2	3	-	5	-	1(1)	1(1)
1997	14	1	5	-	6	9(3)	-	9(3)
1998	25	18	7	-	25	7(3)	-	7(3)
計	51	22	19	-	41	25(10)	3(3)	28(13)
1999	29	11	3	1	15	19(4)	1(1)	20(5)
2000	12	3	3	-	6	4(2)	3(3)	7(5)
2001	41	18	9	1	28	6(2)	1(1)	7(3)
2002	-	14	17	12	43	19(7)	3(3)	22(10)
2003	-	-	-	-	-	11(4)	1(1)	12(5)
計	82	46	32	14	92	59(19)	9(9)	68(28)

注1: 地域型、職域型、業域型信用組合の合計である。

注2: 合併組合数には破綻処理を含まない。

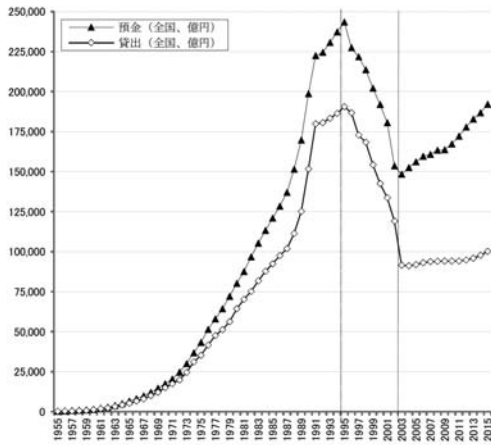
注3: ()内は、合併件数を示す。

出所: 『信用組合史・續々』より作成。

については、中小金融機関全体を通じて、その体質強化が必要である当時の現状に鑑み、一部例外を除き厳に抑制する方針がとられてきた⁷⁾。こういった制度的影響により1969年から2015年まで新設した地域型信用組合は28組合（うち、20組合は外国人系）に過ぎない。

一方、組合員数は、1969年以降の信用組合数の

図2 全国信用組合の預金・貸出の推移



注1:地域型、職域型、業域型信用組合の合計である。
 注2:1951年から1954年までの数値は、統計データの制約のため示すことができなかった。
 出所:銀行局金融年報(昭和30年～平成6年)、金融年鑑(平成7年、平成8年)及び全国信用組合財務諸表(平成9年～平成27年)より作成。

減少のなかでも1997年まで増加しつつあった(図1)。このことは、少なくとも1997年までの再編において、経営上の問題が発生した信用組合に対し、行政の適切な指導、地元信用組合の協力、全国信用組合連合会の親身の援助などが行われた結果、預金

者(組合員)にはいささかも不安を与えず事件を終結することができたからである⁸⁾。しかしながら、1997年をピークに組合員数は2003年まで急減した。こうした傾向は1998年の金融再生法の施行から、経営破綻に陥った信用組合による事業譲渡が数多く生じたこと(表2)が最も大きな原因であると考えられる。なぜなら、経営破綻による事業譲渡の場合は、同等・吸収合併とは違って、組合員の資格が直ちに法定脱退となるからである⁹⁾。

1997年以降の信用組合の破綻とその処理は、2003年まで続き、ようやく一段落した。それ以降、組合員数は、再び回復しはじめ、現在まで増加傾向にある。こうした組合員数の変動に伴い、日本全体の信用組合の預金・貸出残高は、1995年をピークに2003年まで縮小し、その後、再び回復している(図2)。

② バブル崩壊期における信用組合の破綻の特徴

それでは、信用組合の数と組合員数が最も大きく減少した1997年から2003年の間に経営破綻した信用組合は、どのような問題を抱えていたのか。

預金保険機構(2005)は、1991年から2002年の間に破綻した金融機関(180先)における具体的な破綻要因について分析しているが、表3と表4は、その結果をまとめて示したものである。

表3 破綻金融機関を本店所在地で分類した破綻原因区分の分布

大都市圏(106先のうち、銀行14先、信用金庫14先、信用組合78先)			その他地域(74先のうち、銀行5先、信用金庫13先、信用組合56先)		
貸出債権の不良化	有価証券投資などの失敗	不正・不詳事件	貸出債権の不良化	有価証券投資などの失敗	不正・不詳事件
94%	17%	4%	88%	43%	7%
貸出債権の不良化の内訳			貸出債権の不良化の内訳		
不動産関連業種への与信集中	その他業種への与信集中	景気低迷など	不動産関連業種への与信集中	その他業種への与信集中	景気低迷など
69%	25%	18%	21%	34%	51%

注1:預金保険機構は1991年に破綻した東邦相互銀行の処理において、はじめての資金援助(低利融資)を実施して以来、2002年まで180の破綻金融機関(134信用組合、27信用金庫、19銀行)に対して資金援助を実施した。
 注2:大都市圏は、首都圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)、大阪圏(大阪府、京都府、兵庫県)及び地方中核都市(首都圏、大阪圏以外の政令指定都市である札幌市、仙台市、名古屋市、広島市、北九州市、福岡市の6市)からなる。
 出所:預金保険機構(2005)より作成。

表4 業態別破綻原因区分の分布

業態	破綻件数	平均総資産	貸出債権の不良化			有価証券投資などの失敗	不正・不詳事件
			不動産関連業種への与信集中	その他業種への与信集中	景気低迷など		
信用組合	134	約1,000億円	92%	44%	28%	30%	5%
銀行	19	約35兆円	100%	74%	21%	0%	0%

注:銀行は、地方銀行、第2地方銀行を含む。
 出所:預金保険機構(2005)より作成。

まず、破綻金融機関を本店所在地別に分類し、破綻原因の分布をみると、大都市圏（首都圏、大阪圏、地方中核都市）では、「貸出債権の不良化」を破綻原因とした金融機関が圧倒的に多く、その他地域では、「有価証券投資などの失敗」を破綻要因とした金融機関が多い特徴がある（表3）。このことは、資金需要における地域間格差から説明することができるが、大都市圏では、相対的に資金需要が多いため、他の地域に比べて預貸率が高いのが一般的である。これに対し、大都市圏以外の地域では、貸出で回せなかった剰余資金が有価証券に投資されやすい環境にあるといえる。そして、貸出債権の不良化を破綻原因とした金融機関の内訳を大都市圏とその他地域に分けてみると、大都市圏では、「不動産関連業種への与信集中」を破綻原因としたケースが最も多く、その他地域では、「景気低迷等」を破綻原因とした金融機関の割合が高いのが特徴的である。このことは、大都市圏では不動産バブルの度合いが相対的に大きかったことに対し、他の地域では、不動産向け与信よりも地元経済の状況により影響されていたからであると考えられる。

次に、業態別（銀行と信用組合との比較）に破綻原因区分の分布をみると、業態を問わず、「貸出債権の不良化」を破綻原因とした金融機関の割合（銀行では全先、信用組合では90%以上）が最も高い（表4）。また、貸出債権不良化の内訳をみると、銀行では、「不動産関連業種への与信集中」が約75%と高いことに対し、信用組合では、「景気低迷など」による債権不良化が約30%となっているのが特徴的である。

（2）都道府県別にみた信用組合の再編過程

① 信用組合の数及び組合員数の変化

図3は、前項でみた1955年から2015年までの全国における信用組合数と組合員数を都道府県ごとに描いたものであるが、信用組合の数は、全国の動きと同様に、いずれの都道府県でも減少傾向にある。

一方、組合員数は、年度ごとの増減の差はあるものの、全国の動きとは異なる都道府県、すなわち、青森、新潟、群馬、福島、茨城、山梨、岐阜、広島、鹿児島県において、増加・維持していることがわかる。前述のように、全国の信用組合の組合員数は、1997年をピークに急減しはじめ、2003年以降回復傾向にあるが、上記の9県では、1997年以降

も、組合員数は減少せず、これまで増加ないし維持してきた。このことは、まず、信用組合同業種間合併により組合員をそのまま引き受けたケースが考えられ、あるいは金融機関として健全な経営だけではなく、何らかの形で組合員との深い関係性を求めるなかで組合員を維持・確保してきたケースもあり得る。

したがって、これらの地域で生じた再編過程の実態と特徴を詳しく検討することによって、どのような姿勢で組合員との関係性を深めてきたのかを掘り下げる必要があり、これは、本研究の主な課題である今後の信用組合のあり方について論じるためにも重要であるといえる。

ここでは、上記の9県のうち、2015年現在、日本全体において信用組合と組合員の数が最も多く存在する新潟県（信用組合数：11組合、組合員数：219,722人）を事例として取り上げてより詳細な分析を進めていく。

② 新潟県における信用組合の再編過程

新潟県内には、2015年現在、10地域型信用組合、1職域型信用組合の総11信用組合が存在するが、地域型信用組合の数だけでみると、全国で東京都（12組合）の次に多い（表5）。

図4は、1951年の信用金庫法の実施以降、新潟県における信用組合の再編過程を描いたものであるが、前項でみた全国的な再編過程とは異なる特徴を見出すことができる。

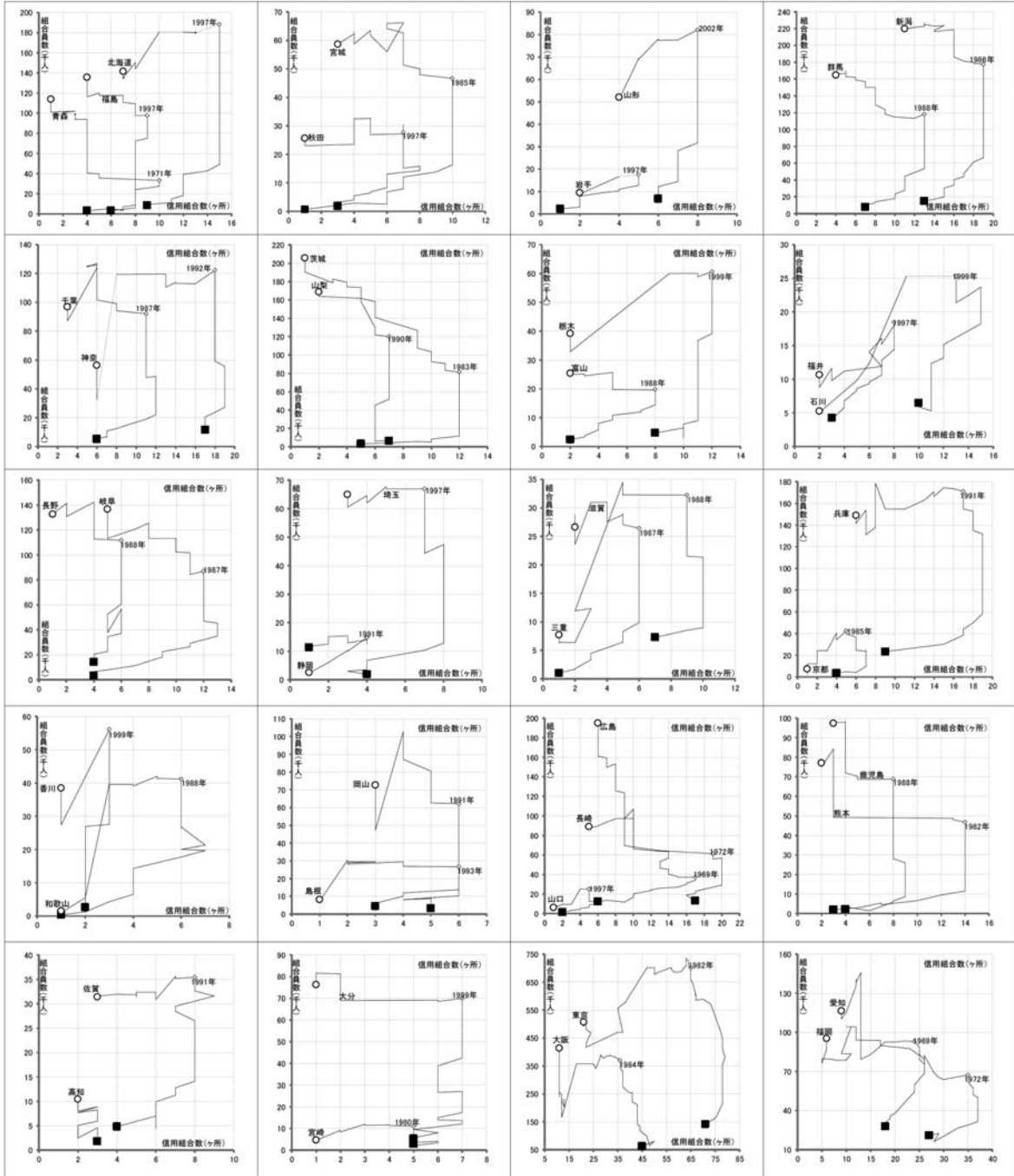
とりわけ、信用組合の破綻とその処理が最も激しく進んだ1993年から2003年の間、1999年の長岡商工信用組合の経営破綻を除けば他に事例はない¹⁰⁾。さらには、再編過程が一段落した2003年以降も、2010年（両津信用組合+新潟県商工信用組合=新潟県信用組合）と2014年（五泉信用組合+水原郷信用組合=さくらの街信用組合）に2件の信用組合同業種間合併があったものの、経営破綻したケースはない。つまり、新潟県における信用組合では、他の都道府県に比べて、ある程度健全な経営態勢を維持してきたと考えられる。

③ 近年における新潟県内の地域型信用組合の現状

図5は、新潟県における信用組合の預金・貸出金の変化を示したものである。

預金に関しては、1993年以降、やや減少してい

図3 都道府県別にみた信用組合数及び組合員数の推移(1955年から2015年)



注1: 現在、信用組合が存在しない奈良、鳥取、愛媛、徳島、沖縄を除いた42都道府県を対象とした。

注2: 地域型、職域型、業域型信用組合の合計である。

注3: 1951年から1954年までの数値は、統計データの制約のため示すことができなかった。

注4: ■印は1955年、○印は2015年、◇印は信用組合の数が本格的に減少しはじめた時点を指す。

注5: 点線区間は、組合員数のデータ不明のため、前年度と変動がないと仮定した。

出所: 銀行局金融年報(昭和30年～平成6年)、金融年鑑(平成7年、8年)、全国信用組合財務諸表(平成10年～平成27年)より作成。

表5 都道府県及び業態別にみた信用組合の分布

西日本	地域型	職域型	業域型	東日本	地域型	職域型	業域型																																			
兵庫(6)	兵庫県 淡路 兵庫ひまわり	兵庫県警察 神戸市職員	兵庫県医療	北海道(7)	北央 札幌中央 函館商工 空知商工 十勝 釧路 ウリ																																					
京都(1)	京滋			青森(1)	青森県																																					
大阪(11)	大同 成協 大阪協栄 大阪貯蓄 近畿産業 ミレ のぞみ 中央	大阪府警察 毎日	大阪府医師	岩手(2)		杜陵	岩手県医師																																			
滋賀(2)	滋賀県		滋賀県民	宮城(3)	石巻商工 古川 仙北																																					
和歌山(1)			和歌山県医師	秋田(1)	秋田県																																					
島根(1)	島根益田			山形(4)	北郡 山形中央 山形第一		山形県医師																																			
広島(6)	広島商銀 広島市 広島県 両備 備後	呉市職員		福島(4)	福島県商工 いわき 相双五城 会津商工																																					
岡山(3)	朝銀西 岡山商銀 笠岡			茨城(1)	茨城県																																					
山口(1)	山口県			栃木(2)	真岡 那須																																					
香川(1)	香川県			群馬(4)	あかぎ 群馬県 ぐんまみらい		群馬県医師																																			
高知(2)	土佐 宿毛商銀			埼玉(3)	熊谷商工 埼玉		埼玉県医師																																			
佐賀(3)	佐賀東 佐賀西		佐賀県医師	千葉(3)	房総 銚子商工 君津																																					
福岡(6)	福岡県南部 とびうめ 福岡県中央 九州幸銀	福岡県庁	福岡県医師	東京(21)	あすか 全東栄 東 江東 青和 中ノ郷 共立 七島 大東京 第一勧業 北部 ハナ	東京消防 警視庁職員 東京都職員 朝日新聞 甲子	東浴 文化産業 東京証券 東京厚生																																			
長崎(5)	長崎三菱 長崎県民 佐世保中央 福江		長崎県医師	神奈川(6)	横浜中央 横浜華銀 小田原第一 相愛		神奈川県医師 神奈川県歯科医師																																			
熊本(2)	熊本県		熊本県医師	静岡(1)			静岡県医師																																			
大分(1)	大分県			新潟(11)	新潟縣 興栄 新栄 巻 さくらの街 協栄 三條 新潟大栄 塩沢 糸魚川	新潟鉄道																																				
宮崎(1)	宮崎県南部			山梨(2)	山梨県民 都留																																					
鹿児島(3)	鹿児島興業 奄美		鹿児島県医師	長野(1)	長野県																																					
合計(56)	41	6	9	富山(2)	富山県		富山県医師																																			
<p>大都市圏・北海道・新潟県における信用組合の分布</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>東京</th> <th>大阪</th> <th>愛知</th> <th>福岡</th> <th>北海道</th> <th>新潟</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>職域</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>業域</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>					東京	大阪	愛知	福岡	北海道	新潟	地域	12	8	4	4	7	10	職域	5	2	2	1	0	0	業域	4	1	3	1	0	1	合計	21	11	9	6	7	11	石川(2)	金沢中央		石川県医師
					東京	大阪	愛知	福岡	北海道	新潟																																
地域	12	8	4	4	7	10																																				
職域	5	2	2	1	0	0																																				
業域	4	1	3	1	0	1																																				
合計	21	11	9	6	7	11																																				
福井(2)		福泉		福井県医師																																						
愛知(9)	愛知商銀 豊橋商工 愛知県中央 三河	丸八 愛知県警察		名古屋青果物 愛知県医療 愛知県医師																																						
岐阜(5)	岐阜商工 イオ 飛騨 益田			岐阜県医師																																						
三重(1)		三重県職員																																								
合計(98)	69	11	18																																							

注：韓国、朝鮮、中国など、民族系信用組合を含む。

出所：『全国信用組合名簿』（平成27年版）より作成。

図4 新潟県における信用組合の再編過程(1955年～現在)

設立年月日	設立当時の名称	設立後の変遷	現名称
1927.08.15	両津	2010.03.23 合併	新潟県
1950.02.25	新潟新橋工	1959.04.01 改称(新潟県)	
1955.11.04	能生	1986.10.01 合併	糸魚川
1951.09.20	糸魚川		
1952.06.19	巻		巻
1952.08.08	燕	1964.10.01 改称(協栄)	協栄
1952.08.27	三條		三條
1952.10.30	地藏堂町	1967.11.01 改称(大栄) 1964.06.01 改称(新潟大栄)	新潟大栄
1953.11.02	相川町産業	1959.06.01 改称(相川) 1989.10.02 合併	
1953.03.05	塩沢		塩沢
1953.09.21	亀田	1970.10.01 改称(新栄)	新栄
1953.07.06	新潟産業	1989.04.01 合併	
1961.11.25	五泉	2014.07.22 合併	さくらぬい
1954.07.12	水原郷	1975.04.01 改称(大郷)	
1956.09.01	内野	1974.12.01 改称(興栄)	興栄
1966.05.21	新潟地方国鉄	1984.06.01 改称(新潟国鉄) 1987.10.01 改称(新潟国鉄)	新潟国鉄
1952.11.21	長岡商工	1963.11.14 改称(長岡) 1999.01.11 破綻(北越銀行へ事業譲渡)	
1964.10.03	制鋼銀行	1976.04.01 改称(新潟制鋼) 1988.10.01 改称(制鋼銀行) 2002.12.29 破綻(ハナ信用組合へ事業譲渡)	
1967.11.22	新潟商銀	2002.03.18 破綻(あすなろ信用組合へ事業譲渡) 2014.03.10 あすなろ信用組合は、中央信託信用組合と合併され、改称(信用中央信用組合)	

注1: 2015年3月までの再編過程を示した。

注2: 19信用組合のうち、新潟地方国鉄(職域型)を除いた18組合が地域型信用組合である。

出所:『信用組合史-續々』及び『全国信用組合財務諸表』(2003～2015年度版)より作成。

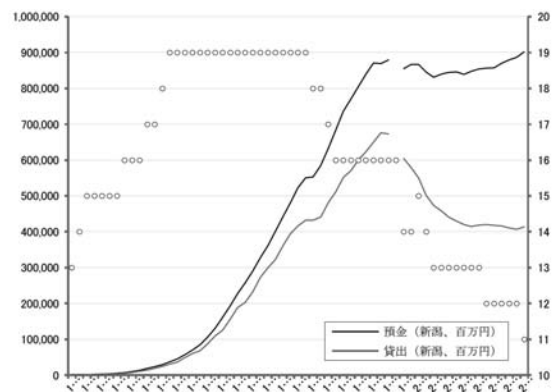
るが、図2でみたような全国的状況とは違って、減少の幅はそれほど大きくない。一方、貸出量は、全国傾向が2003年以降再び増加していることに対し、新潟県では2003年水準に止まっている。

それでは、信用組合ごとの主な経営指標を基に、県内のそれぞれの地域における現状の詳細について考察していく。

図6は、2003年以降、新潟県内の10地域型信用組合の主な経営指標の変化を示したものであるが、糸魚川信用組合において特筆すべき実績を上げてきたことが分かる。

まず、貸出については、10組合とも年度ごとの増減が激しいため、糸魚川信用組合のみの特徴を見いだすことが難しい。ところが、預金・積金、組合員数、出資金に関しては、分析期間の2003年から2015年までの全ての年度において、前年対比増減率が(+)値であり、この他に同様の組合は存在しない。また、表6でみるように、糸魚川信用組合の1店舗当たり預金額は、91億円を超え、県内地域型

図5 都道府県及び業態別信用組合の分布(単位:ヶ所)



注1: 地域型、職域型、業域型信用組合の合計である。

注2: 1998年の預金・貸出の数値は、データが不明のため示すことができなかった。

出所:『銀行局金融年報』(昭和30年～平成7年版)、『金融年鑑』(平成7年、平成8年版)及び『全国信用組合財務諸表』(平成10年～平成27年版)より作成。

信用組合のなかで最も多い。さらに、役職員1人当たり組合員数は、139.1人で、県内で協栄信用組合の次に少ない。

この2つの指標は、信用組合がどれだけ地域に密着しているのかを統計的・客観的に判ずる指標として捉えることができる。というのも、糸魚川信用組合と協栄信用組合の事例でみるように、役職員1人当たりの組合員数が少なければ少ないほど組合員とのより密接な関係性を生み出せる環境にあるといえ、1店舗当たり預金額は、一般的に営業エリアにおける店舗ごとの営業力が反映された結果として現れるからである。

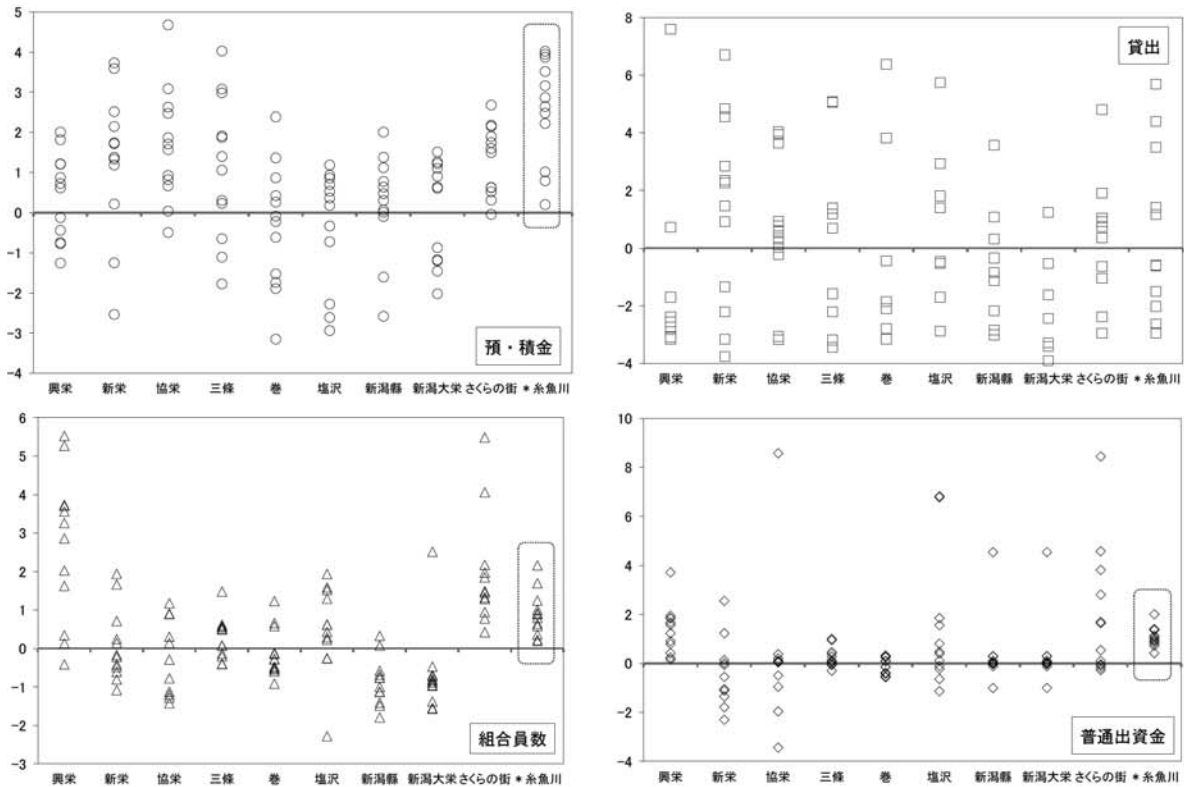
5. 糸魚川信用組合の取り組みからみる地域型信用組合の存在意義・存在条件

本節では、糸魚川信用組合の金融機関としての組織運営、組合員及び地域経済・社会との関係づくりに向けた様々な取り組みの具体的内容について検討し、ヒアリング調査¹¹⁾の結果も加えながら、地域型信用組合の存在意義・存在条件について考察する。

(1) 糸魚川信用組合の概要

① 糸魚川信用組合の設立と近年における経営状況
糸魚川信用組合は、信用金庫法の施行以降の1951年10月、銀行からの資金借入れに困り抜いていた地元の商工業者の集まりにより設立された

図6 新潟県における10地域型信用組合の主な経営指標の変化(単位:前年対比増減率(%),2003年~2015年)



注1:新潟縣信用組合は2010年3月22日に両津信用組合と合併した経緯があるため2009年までの数値は、合併前の2信用組合のデータを合算して示した。また、さくらの街信用組合は、太陽信用組合が2014年3月23日に五泉信用組合と合併して誕生した経緯があるため2014年までの数値は合併前の2信用組合のデータを合算して示した。

注2:新栄信用組合の2006年の普通出資金の前年対比増減率は(+)20.22%であり、協栄信用組合の2011年の普通出資金の前年対比増減率は(+)104.6%である。

出所:『全国信用組合財務諸表』(各年度版)より作成。

表6 新潟県地域型信用組合の1店舗当たり預金額及び役職員1人当たり組合員数

新潟県	店舗数(ヶ所)	預金額(億円)	1店舗当たり預金額(億円)	役職員数(人)	組合員数(人)	役職員1人当たり組合員数(人)
糸魚川信用組合	6	549	91.5	79	10,986	139.1
協栄信用組合	16	1,411	88.2	176	21,100	119.9
新潟縣信用組合	45	3,839	85.3	443	86,562	195.4
新栄信用組合	8	563	70.4	78	16,431	210.7
さくらの街信用組合	8	543	67.9	89	19,660	220.9
三條信用組合	7	447	63.9	67	13,151	196.3
塩沢信用組合	5	303	60.6	50	11,511	230.2
巻信用組合	10	570	57.0	87	14,215	163.4
新潟大栄信用組合	10	485	48.5	75	12,959	172.8
興栄信用組合	5	226	45.2	47	9,625	204.8

注:2015年3月末基準である。

出所:『全国信用組合財務諸表』(平成27年版)より作成。

地域型信用組合の典型で、新潟県糸魚川市に本店をおきながら、現在、6店舗を営んでいる¹²⁾。そのうち、5店舗は、糸魚川市内に存在し、市外には上越市の1店舗があるものの、上越支店は、糸魚川市外へ進出した企業を支えるサブ機能の役割を果たしており、組合全体の預金・貸出は、糸魚川市内のものが圧倒的(90%以上)である¹³⁾。つまり、糸魚川信用組合は、糸魚川市を主な営業エリアとし、業界のなかでもかなり狭い地域を基盤とする、いわゆる、地域限定主義の志向の組合である。

信用組合などの協同組織金融機関は、都道府県より狭域の市町村単位を主な営業領域としているため、有価証券投資を除いた貸出機能は、地域内の資金循環に直結する(金、2017)。同様に、糸魚川信用組合の金融機能(預貸業務)は、本店所在地の糸魚川市を中心とする営業圏域において、市内で集まった預・積金を貸出の形で再び市内へ再投資されるといった地域内資金循環に直接的に結びついているといえる。

それでは、糸魚川信用組合の預金量と貸出量は、糸魚川市内においてどれだけのシェアを保っているのかについてみていく。

表7は、糸魚川市内金融市場における金融機関の業態別シェアを示したものであるが、市内金融市場は、預金と貸出それぞれ、約2,209億円、約826億円規模であり、大手銀行を除いた全ての金融機関の業態が進出し、激しい競争関係にある。こういった状況のなかで、表7でみるように、糸魚川信用組

合が市内に占める預金シェアは、約23.2%、貸出シェアは、約22.3%となっており、県内の有力地方銀行(預金:32.7%、貸出:22.6%)に立ち並ぶほどの水準にあることが分かる。

このことは、新潟県内の11信用組合が県内に占める預金・貸出シェア(預金:5.3%、貸出:6.4%)、全国の154信用組合が日本全体に占める預金・貸出シェア(預金:1.7%、貸出:1.8%)の水準を考慮すれば、地域内での糸魚川信用組合の知名度がどれだけ高いのかを表している。

また、糸魚川信用組合の預貸機能の変化を糸魚川市における経済・社会の現状と合わせてみると、図7に示したように、近年、糸魚川市においても、大都市を除いた地方都市でよく現れている高齢化、人口減少、景気低迷により事業所数・従業者数の減少などの問題が進んでいる。ところが、こうした状況のなかでも、糸魚川信用組合の預・積金の全体量は増加しつつあり、貸出量における急激な減少はみられない。このような糸魚川信用組合の近年における経営状況は、特筆すべき事例であり、その要因について詳しく掘り下げてみる必要がある。

② 組合員の概念と経営理念としての「地域限定主義」

第2節で述べたように、これまで伝統的な意味合いでの信用組合の組織理念とは、相互扶助の精神に基づき、組合員の利益増進に努めることであるとされてきた。

糸魚川信用組合の組織理念においても、そういっ

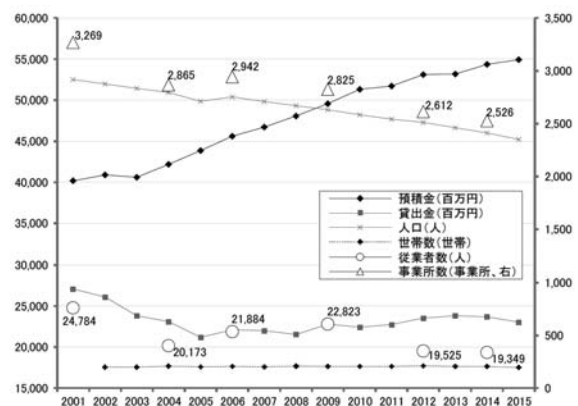
表7 糸魚川市内金融市場における金融機関の業態別シェア

2016年8月 (残高基準)	糸魚川市内金融市場の規模	
	預金:約1,972億円	貸出:約694億円
糸魚川信用組合	25.95%	26.51%
地方銀行A	36.62%	26.88%
地方銀行B	20.42%	25.11%
第2地方銀行A	4.82%	7.07%
第2地方銀行B	5.22%	5.91%
信用金庫A	2.03%	1.75%
信用金庫B	4.49%	6.77%
合計	100%	100%
11信用組合が新潟県内に占めるシェア(2016年3月)	預金:5.3%	貸出:6.4%
154信用組合が全国に占めるシェア(2016年3月)	預金:1.7%	貸出:1.8%

注:糸魚川市内金融市場の規模は、農協とゆうちょ銀行を除く。

出所:糸魚川信用組合の内部資料及び『月刊金融ジャーナル、金融マップ』(2015年版)より作成。

図7 糸魚川信用組合の預積金と糸魚川市における人口(世帯数)・事業所数(従業員数)の変化(2001年~2015年)



出所:糸魚川市ホームページ及び『糸魚川信用組合ディスクロージャー』(各年度)より作成。

た考え方と大きく離れないものの、現代的意味合いでの組合員の概念として、「糸魚川地域の住民全体を潜在的組合員」として認識し、組合の理念を支える基本方針として、いわゆる「地域限定主義」を志向してきた点は重要である。

組合の設立当時の組合員は、主に地元の商工業者となっていたが、日本経済の成長、バブル経済の崩壊、グローバル経済の影響などにより地域産業構造や地域社会における環境が変化し、地域金融市場をめぐる競争環境も変わってきた。こういった時代の流れにつれて、組合員の概念についても再認識する必要があった¹⁴⁾。つまり、現代における地域型信用組合の役割は、地元の商工業者間の相互扶助といった狭義の機能から、地域経済・社会での貢献といった広義の機能へと発展してきたと考えられる。

一方、「地域限定主義」とは、合併・事業譲り受けなど、経営の効率化を図る大型化戦略とは違って、限られているエリアのなかで、より深く浸透し、シェアを高めていこうとする経営戦略である。

糸魚川信用組合は、周辺の金融機関に比べて、小規模で、資金力においても規模の大きい企業を取引先にするほど強くない。したがって、顧客（組合員）、役職員も全て地元の人である利点を十分に活かしながら、目の届く範囲で、我が町の金融機関といった意識を地域全体へ広げることによって、地域社会や潜在的組合員である地元住民との新たな関係性を創出していく方が、今後、金融機関として組合が生き残るためにもより適切な方向であろう。また、組合の規模を拡大していけばいくほど、地域との関係性は薄くなるのは当然で、信用組合としての良さがなくなる恐れがある¹⁵⁾。

（2）地域型信用組合としての本質的（金融）機能

① 地域との結びを強化する金融商品づくり

地域型信用組合といった金融機関としての糸魚川信用組合の取り組みのなかでは、一般的な金融商品だけではなく、様々な「地域関連型金融商品」の開発・販売が目に見える。

まず、糸魚川市との連携により開発した金融商品として、糸魚川市住民の健康検診受診率が県内で最も低い水準にあることから、市特定診断検診、あるいは施設診断を受診する市民に対し、金利を上乗せる預金商品がある。そして、糸魚川市が実施している「空き家情報提供制度」と連携し、地域の空き

家の利用を希望する住民に対し、資金面で支援する貸出商品がある。これに加えて、2015年11月に、糸魚川ジオパークがユネスコ世界ジオパークに認定されたことから、その情報を拡散・発信する人材育成の一環として「糸魚川ジオパーク検定」の合格者（2015年基準で1,422名）に対し、優遇金利を適用し、支援する預金商品がある。他にも、地元の不動産業者との連携による住宅ローン割引、地元の自動車販売店と連携したマイカーローン割引、パートナー企業制度による取引先企業の従業員の福利厚生など、地域との結びを強化するための様々な金融サービスの提供に取り組んでいる。

② 本店機能はなぜ重要なのか

一般的に、企業の本社は、経営に関わる戦略づくりや資金分配において、最終意思決定権をもちながら、国内外の分工場、支店、支社などのブランチに対するコントロールタワーとして機能する。同様に、金融機関の本店は、融資に対する最終認可や各支店の管理などの機能を果たしているが、糸魚川地域において本店機能をもちながら、糸魚川市と連携し、自治体の地域政策に直接的に関わっている金融機関は、糸魚川信用組合以外に存在しない。

実際に、前述の地域関連型金融商品は、糸魚川信用組合と糸魚川市行政が互いに地域の課題を共有しながら、地元の金融機関として何か貢献できないのかについて議論するなかで生み出されたものである。また、後述のまちづくり推進室の直・間接的な地域政策への提言なども糸魚川市内に本店機能を果たしているからこそ可能な取り組みであるといえる。

これに対し、他の金融機関の支店では、若干の金利調整以外に支店ベースで自治体との連携に関わる裁量権を一切もたない、必然的に本店の許可を得るまでの時間的コストがかかるため、糸魚川信用組合のような取り組みは現実的に難しい¹⁶⁾。

（3）地域型信用組合における「相互扶助」理念の現代的意味合い

① 糸魚川版「しんくみネット」事業

全国信用組合中央協会では、全国の信用組合の組合員が経営する店舗・事業を都道府県ごとに紹介し、組合員間の相互利益を増進するための「しんくみネット」事業を行なっているが、新潟県内では、糸魚川信用組合を含む9組合が参加している。

糸魚川信用組合は、こういった「しんくみネット事業」を積極的に活用しながら、いわゆる、糸魚川版しんくみネット事業の拡大に努めており、このことは、組合員間の相互扶助の現代的意味を客観的に規定するために、非常に重要な手掛かりの1つとして捉えられる。実際に、新潟県内には280先の加盟店が存在するが、そのうち、糸魚川信用組合の組合員で、糸魚川市所在の加盟店は106先、全体の約38%を占めている。さらに、上越市所在の加盟店26先を含めば、県全体の約47%に達する¹⁷⁾。加盟店のなかには、表8でみるように、生活関連サービス、飲食店、卸売業・小売業を中心に、多様な業種が存在し、現在も営業エリア内での拡大に努めている。

糸魚川版しんくみネット事業により、個人の組合員は何らかの形で様々な特典を得ることができ、加盟店は新たな顧客の確保につながる。要するに、組合員である地域住民と地元商工業者の間に多面的なネットワークを形成し、あるいは地元の商工業者間のビジネスマッチング効果をもたらすネットワーク機能を果たすことができる。ただ、小規模商工業の組合員が多い信用組合の特性上、まだ企業間の発注による大規模な取引関係まで発展していないものの、両主体の間での架け橋の役割をしながら、地域へ深く浸透している。こういった取り組みは、全ての企業・個人営業の組合員からの許可や特典などの細かな調整が必要なため、業態を問わず、規模の大きい金融機関では実現が難しい¹⁸⁾。

表8 糸魚川版「しんくみネット」事業の業種別加盟店(単位:先)

業種	加盟店数	業種	加盟店数
製造業	12	物品賃貸業	・
農業・林業・漁業	1	学術研究・専門・技術サービス業	1
鉱業・採石業・砂利採取業	・	宿泊業	7
建設業	7	飲食業	30
電気・ガス・熱供給・水道業	2	生活関連サービス業・娯楽業	36
情報通信業	・	教育・学習支援業	1
運輸業・郵便業	1	医療・福祉	・
卸売業・小売業	27	その他サービス	3
金融業・保険業	・	その他の産業	・
不動産業	4	合計	132

注:加盟店数は、2016年5月基準である。

出所:糸魚川信用組合の提供資料により作成。

② 高齢者向けのサービス

また、糸魚川信用組合では、高齢の組合員に対し、多様なサポート体制を備えている。各支店まで出向きにくい高齢者に対し、電話で預金を下ろし、現金を届けるサービスや毎月、集金(いくら少額でも)に回りながら、金融サービスとは関係ない生活的な面での世話(家庭内外での様々なお使い)までするなど、高齢の組合員が何不自由なく金融サービスを利用できるように努めている。さらには、年金、税金、各種の案内のため、集金回り以外に、定期的な訪問活動や相談会も開催している。

糸魚川地域において、高齢化が進んでいる(糸魚川市の高齢化率は、2010年:32.6%、2014年:35.6%)なかで、単なる金融機能だけではなく、地元の信用組合は何ができるのかを考え、外回りの職員が意識できるように、組合のなかで常に教育、工夫している。また、このような取り組みは、コスト面だけでは採算が合わないものの、地域型信用組合の大切な役割の1つであり、相互扶助の理念にも相応しい活動として認識し、現在も継続している¹⁹⁾。

こういった高齢者向けサービスは、糸魚川信用組合のみならず、外回り職員が営業の中心となっている協同組織金融機関では、一般的に行われている手法である。とはいえ、今後の年金経済の拡大、日本全体で深刻化している高齢化社会において、協同組織金融機関の存在がなぜ必要なのかを説明するのに非常に重要な意義をもつと考えられる。

(4) 「まちづくり推進室」の地域コミュニティ活性化への取り組み(地域型信用組合の社会的機能)

① まちづくり推進室の概要

糸魚川信用組合は、2004年3月より「まちづくり推進室」という内部組織を設置しているが、全国の信用組合のなかで他に同様の事例はない。

同組織は、本業の預金獲得や融資業務とは全く無縁で、信用組合が金融機関として保つ多様な情報を活用しながら、様々な地域の団体と連携し、糸魚川市のまちおこしや地域活性化の調整役を担い、地域情報発信基地として活動することによって、地域コミュニティを豊かにする専担部署である。そして、まちづくり推進室の室長は、糸魚川市商工会議所で勤めていた(定年退職)ため、その情報力をさらに活かしている。

なお、まちづくり推進室の取り組みに関わる全て

のコストは、糸魚川信用組合が自ら負担しており、あらゆる発行物には、組合の宣伝になり得る内容は一切含まれていない。

② 地域コミュニティ活性化への取り組み

地域コミュニティとは、論者によって様々な定義付けが存在するが、山崎（2009）によると、地域住民が生活している場所、すなわち、消費、生産、教育、衛生、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行なわれている地域社会、あるいは、そのような住民の集団を指す。

表9は、まちづくり推進室が行なっている様々な取り組みの具体的な内容と主な成果をまとめたものであるが、そのなかで、地域コミュニティの活性化へ結びつく諸機能について述べておく。

第1に、地域コミュニティへ積極的に参加し、地元の良さを地域全体へ広める「地域情報の発信基地」として機能している。具体的には、地域コミュニティ誌の「いとしんだより」を創刊（年4回朝刊折込）し、糸魚川市内全世帯を対象に地域の様々な情報を共有している。そして、まちづくりに関わる27団体となる「糸魚川まちづくり団体連絡協議会」を創立し、横断的ネットワークの形成による組織間の情報共有体制の構築に努めている。

第2に、地域における様々な現場の声を行政へ伝える代理人として機能している。例えば、糸魚川市まちづくりへの政策提言を目的にした「新市まちづくり論文」の公募やその応募者グループとなる「まちづくりサポーターズ」を結成し、市長との懇談会を周旋しており、NPO、青年会、女性会などのまちづくり団体・業種別団体との定期懇談会で収斂された意見を市関係課長との懇談会で伝えるなど、地域住民の声が実際に地域政策へ反映できるように、多様な領域における地域コミュニティ組織の核心メンバーとして活動している。

第3に、地域資源を活かした地域振興へ共に参画、支援している。まず、糸魚川商工会議所、糸魚川法人会と共同で、「糸魚川翡翠ブランド委員会」を創設し、世界最古の翡翠文化発祥の地であることを地域・全国へ発信している。そして、糸魚川ブラック焼きそばの母体組織である「糸魚川うまいもん会」の立ち上げを支援することで、地域名物の開発に企画の段階から参加している。

第4に、地元物産品の地域・全国発信の担い手として機能している。女性店主が運営しているお店で販売している地元の特産品を紹介する「ふるさとギフトカタログ」を制作し、地域・全国へ発信することで、2010年からこれまで3回にかけて約12,000部が発行され、全ての商品が完売された実績がある。また、東京第一勧業信用組合と連携し、東京第一勧業信用組合本店で「魚沼・糸魚川物産展」や「特産品販売会」を実施するなど、地元特産品を首都圏に売り込む取り組みを行っており、この連携が縁で糸魚川への観光も実現されている。

③ 地元消費促進運動の展開

「地元消費促進運動」とは、地元の商業、建設業（住宅、公共工事など）、製造業（ものづくり）、サービス業など地元業者を積極的に利用することで地元の元気（地域振興）を取り戻し、将来に亘って住みやすい糸魚川を守るという趣旨で、2012年1月にまちづくり推進室より提唱された地域社会運動である。この運動を進めるため、消費者団体や業種組合、商工団体、モニター企業、行政などの45機関・団体が構成員となる「糸魚川市地元消費促進協議会」を設立し、啓発活動に取り組んでおり、現在は、全市民的な社会運動へと発展している。具体的には、地元消費促進キャンペーンを展開、シンボルマーク制定、缶バッジ作成、市内共通商品券の進呈、啓発ツールの作成、標語の募集などの実践活動にとどまらず、市民力がまちを再興させる規範事例を目指して、地酒の需要拡大運動、地元企業の業務用取引ならびに公的機関の地元発注促進運動も展開している。前述の糸魚川版しんくみネット事業への取り組みもこういった地元消費促進運動の一環としてみて良い。

近年、景気後退などにより、規模の小さなまちほど、廃業・過疎化・若年層の流出が進み、地域活性化の次の一手に苦しんでいる。糸魚川においても同様に、人口減少や高齢化の進展に伴い地元での消費が低迷の一途をたどっているのが実情であり、実際に、平成25年の中心市街地に関する県民意識・消費動向調査による地元（糸魚川市内）の購買（全品目基準）割合は、44.8%で、半数以上が地元以外で購入されている。こういった状況のなかで、地元での買い物や業者の利用が減っていくと、お店や業者の売上が減少し当然経営状態が苦しくなり、従業員

表9 糸魚川信用組合のまちづくり推進室による地域コミュニティ活性化への取り組みと主な成果

日付	主な取り組み	具体的内容	主な成果
2004年3月	「まちづくり推進室」を設置		②+⑥+⑩+⑪: 地域コミュニティ
2004年7月	①「新市まちづくり協文を公募	41本の論文が集まり、提呈された内容を市長へ伝達。論文が集まるグループのNPO「まちづくりサポーターズ」が結成	②+⑥+⑩+⑪: 地域コミュニティへ積極的に参加し、地方の良さを地域全体へ広める情報発信基地
2004年8月～現在	②コミュニティ誌「いとしん」を創刊(年4回発行予定)	市民意識の向上、世帯の元氣づくりのため、糸魚川市内が全世帯に対し地域の様々な情報を共有	①+③+⑦+⑨: 糸魚川まちづくりにおいて、地域住民・商工業者からの様々な意見を収集し、政策への反映を図る。
2004年9月～現在	③まちづくり団体・業種別団体との「まちづくり懇談会」実施	経営課題や今後の展望、行政への要望などを語り合い、地域経済の課題解決に貢献ともに取り組む	
2004年11月	「糸魚川信用組合 創立50周年記念誌」発行	組合が行った様々な活動や地域情報などを全従業員が共有し、信用組合といった意識を高め、教育につなげる	
2005年1月～現在	④役員員用いとしん本部「ゆーす」創刊(現在ほ、「いとしん」より「ゆーす」改称)	地域への啓蒙や地域へのインバウンドを与え、まちおこしの起爆剤となった地元を一般市民に広げる	
2005年2月～現在	⑤公約課題などの委員受託開始	地域への啓蒙や地域へのインバウンドを与え、まちおこしの起爆剤となった地元を一般市民に広げる	
2005年3月	⑥手井当で募集「まちおこし団体」開始	地域への啓蒙や地域へのインバウンドを与え、まちおこしの起爆剤となった地元を一般市民に広げる	
2005年9月	⑦論文応募者グループ「NPO まちづくりサポーターズ」結成・活動支援	市政策への提言、市長・まちづくり課との懇談会などを通じて「まちづくりモニター」役	④+⑦+⑧+⑨: 糸魚川まちづくりにおいて、地域住民・商工業者からの様々な意見を収集し、政策への反映を図る。
2007年9月	⑧糸魚川商工会事務所・糸魚川法人会と共同で「糸魚川情報プラットフォーム」委員会・創設	国・道への産出地であり、世界最古の集落文化発祥の地であることを地域・全国へ発信	
2007年10月～現在	⑨糸魚川市関係課長との「まちづくり懇談会」開始	行政の政策づくりに積極的に関与し、企業経営の基礎となるまちの元氣づくりのための意見交換	
2008年2月	⑩糸魚川まちづくり団体連絡協議会結成支援、まちづくり27団体との懇談会を開催	地産地消ネットワークの形成を通じて、情報提供や情報収集などを容易にし、地域コミュニティ活性化に向けた全市民的組織づくりにおける足場を構築	⑥+⑦+⑧+⑨+⑩: 糸魚川まちづくりにおいて、地域住民・商工業者からの様々な意見を収集し、政策への反映を図る。
2008年6月	⑪糸魚川まちづくり団体連絡協議会創立	地域の産物として、プラットフォームの開設に企画の段階から参加し、支援	⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪: 糸魚川まちづくりにおいて、地域住民・商工業者からの様々な意見を収集し、政策への反映を図る。
2010年2月	⑫糸魚川「まいもん会」立ち上げ支援(糸魚川プラットフォーム発起人母体組織)	ふるさとギフトカタログ(地元特産品の紹介)を全国へ発信(3回にかけてこれまで約12000部が発行、全商品完売)	参加・支援
2010年4月	⑬個店の魅力アップ女性の会立ち上げ支援、ふるさとギフトカタログ販売開始、活動支援		
2011年12月	「糸魚川信用組合 創立60周年記念誌」発行		
2012年1月	⑭「地元消費促進運動」の提唱	職員のポスターの一部を地元購買に指定し、現金支給	⑬+⑭+糸魚川市: 地元物産品の地域・全国への発信(行政が共に参加し、支援)
2012年2月	⑮全戸配布「いとしん」により「地元消費促進運動」を提案		
2012年8月～現在	⑯経営幹部向け「いとしん経営塾」開催	地元企業の新たな事業展開、新規市場開拓、新たな商品づくりの技術開拓などの戦略プランを具体化	⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+糸魚川版
2013年2月～現在	⑰糸魚川「地元消費促進協議会」など関係先と連携し、「地元消費運動」を深掘	糸魚川商工会事務所、能生商工会、青野商工会が地元消費促進キャンペーンを展開、シンボルマーク制定、在りて作成、市内共通商品券の進呈、啓発ツールの作成、講話の募集などの実践活動	⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+糸魚川版
2013年4月	⑱糸魚川方式「地元消費促進型経済」を構築するため、全市民的(行政、関係団体、市民)な組織づくりを糸魚川市に呼びかけ	全市民的組織で、市民力がまちを再興させる模範事例を目指して、地産の需要拡大運動、地元企業の業務用取引ならびに公営機関の地元発注促進運動も展開	⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+糸魚川版
2015年7月	⑲「糸魚川市地元消費促進協議会」設立		
2016年2月	⑳東京第一勧業信用組合との広域連携をスタート	第一勧業信用組合本店にて「魚沼・糸魚川物産展」を開催し、4月には物産品販売会の実施による物産品の販路開拓	を向上し、全市民的運動へ発展

まちづくり推進室の地域コミュニティ活性化に向けた取り組みは、2007年5月に金沢市のホームページに掲載され、2009年3月に財務省関東東財務局長より表彰、2008年10月からは全国の大学の要請を受け、講義を実施中。

出所: 糸魚川信用組合、まちづくり推進室の提供資料及びヒアリング調査により作成。

を縮小するか、廃業に至ることも考えられる。また、企業からの法人税や住民税などの税収が減少すると、地域住民の生活に関わる公共施設や公共サービスにお金が回らなくなり、その結果として、住民生活全体に悪影響を及ぼすことにつながる²⁰⁾。

地元で得た所得は地元で消費するといった地元消費促進運動は、上記のような地域経済・社会における悪影響を全て解決するとはいえないものの、地域内経済循環を強化し、地域経済の内的充実を向上させることによって、地域経済・社会への再投資力を高める側面で、非常に意義のある社会運動であると評価できる。

6. 結びに変えて（地域型信用組合の存在条件）

本稿では、今日の信用組合の形成に至るまでの歴史的経緯を確認し、戦後における信用組合の再編過程とその特徴を全国・都道府県ごとに描いた。そして、新潟県糸魚川信用組合の取り組みに焦点を当てて、糸魚川の地域経済・社会へ果たす役割について明らかにした。

このようなアプローチは、現代的意味での地域型信用組合の存在意義・存在条件について考察するための一試論に過ぎないものの、糸魚川信用組合の取り組みは、今後の地域型信用組合のあり方において、多様な形態の「地域連関」が重要であることを示唆する。

糸魚川信用組合の地域内での高い影響力（市内に占めるシェアでみたように）は、決して一日して成ったものではない。このことは、地域の存命は、組合の存命に直結するといった考え方の下で、地域との関係づくりへ長年努めてきた結果である。特に、地域内におけるしんくみネット事業の意識的展開は、単に、地域内経済循環への効果だけではなく、現代的意味での組合員間の相互扶助の実現に結びつく。また、まちづくり推進室の取り組みからみたように、地域型信用組合が創出する地域連関とは、地域コミュニティの活性化といったこれらの社会的機能からも生み出すことができ、実現不可能なものではない。

したがって、今後の地域型信用組合は、どれだけ地域経済・社会へ根ざし、地域コミュニティを形成・活性化する一主体としていかに機能（金融的・社会的）するのかを組織の存在意義や存在条件を論じるに重要な要素として捉える必要がある。

最後に、本研究における限界や今後の課題についても述べておかなければならない。

まず、信用組合の存在意義を歴史的観点から明らかにするならば、戦前の産業組合、市街地信用組合などが果たしていた地域的・経済的・社会的役割についても論じるべきであるが、これに関しては、戦前における多数の先行研究を参照されたい。そして、糸魚川信用組合は、業界のなかでもかなり小規模の信用組合であるため、この事例が信用組合の業界全体に必ずしも通用できるとは断言できない。したがって、比較的に規模の大きい信用組合による取り組みについては、本稿とは異なる分析視角が必要であろう。それから、本研究での対象にならなかった業域・職域型信用組合における存在意義やあり方に関しては、今後の課題にしておきたい。

【注】

- 1) 地域型信用組合は、地域の中小零細事業や住民がつくった組合である。主な営業地域としては、広いものが県下一円で、大部分の信用組合はもっと狭い地域で営業を行っており、信用組合のなかでは最も数が多い代表的な組合である。組合の営業エリアに住んでいる人たち、事業を営む人たちを組合員とする。また、地域信用組合のなかには、在日外国人のための民族系信用組合もある。業域信用組合は、同じ業種の人たちが集まってつくった信用組合である。医業、出版製本、公衆浴場、青果市場などの組合があり、同じ事業を営む人たちを組合員とする。職域信用組合は、官公庁、企業などの職場に勤務する人たちがつくった信用組合である。都県庁・市職員や鉄道会社、新聞社などの組合があり、同じ職場に勤めている人たちを組合員とする（全国信用組合中央協会のホームページによる）。
- 2) 金融審議会、金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ「中間論点整理報告書」2p。
- 3) 日本金融通信社の『金融ジャーナル』、金融マップによると、2016年基準で、日本全体の信用組合が全国に占める預金シェアは1.7%、貸出シェアは1.8%であるが、地域型信用組合は、信用組合のうち70%以上を占めていることから、単純

- 計算で、地域型信用組合が日本全体に占める預金シェアは、約 1.2%、貸出シェアは、約 1.3%である。
- 4) 谷地(2013)は、地域型信用組合がその存在意義を組合員や地域社会へアピールするためには地域型信用組合が目指ものと信用金庫とどのように異なるのか、目指すものが違うのであればそれをどのような行動で表していくのか(表しているのか)、地域型信用組合の取組みが組合員に対してどのような具体的メリットをもたらすのか(もたらしているのか)、ひいては地域型信用組合の取組みが地域社会に対してどのように役立つのか(役に立っているのか)、などについて積極的に情報発信していかなければならないと提言している。
- 5) 新潟県信用組合『新潟県信用組合 20 年史』、8p。
- 6) 全国信用組合連合会年史編集室 編『信用組合史 - 續』、49 ~ 50p。
- 7) 大蔵省『銀行局金融年報』(昭和 50 年版)、225p。
- 8) 前掲『信用組合史 - 續』、49 ~ 50p。
- 9) 組合員の脱退には、自由脱退と法定脱退の 2 種類があるが、法定脱退(法定事由により、組合員本人の意思にかかわらず直ちに脱退となる場合)は、組合員資格の喪失(地区外移転等)、死亡、解散(破産による解散を含む)などの法定事由が生じた場合、直ちに法定脱退となり、その時点で組合員としての義務・権利(持分払戻請求権を除く)を喪失することとなる。
- 10) 2002 年 3 月と 12 月に、新潟商銀信用組合と朝銀新潟信用組合の経営破綻があるが、2 信用組合は、民族系信用組合(それぞれ在日韓国人と在日朝鮮人関係)の特徴があるため、本稿で同様に論じることは難しい。
- 11) ヒアリング調査は、2016 年 9 月 27 日、午前 10 時より、糸魚川信用組合本店にて行われ、常務理事・業務企画部長の金子一男氏、まちづくり推進室、室長の伊藤一久氏の 2 人の方から対応していただいた。調査では、組合の運営や様々な取り組みに関する詳細な情報だけでなく、貴重な内部資料まで提供していただいた。
- 12) 糸魚川信用組合は、1986 年 10 月、能生信用組合と合併(経営悪化が原因ではなく、統合管理のため)した経緯があるが、能生信用組合は、元々糸魚川信用組合の能生支所であったものが独立

し、設立(1956 年 5 月)された組合で、事実上、両信用組合は 1 つの組合であると見なしても良い(ヒアリング調査による)。

- 13) ヒアリング調査による。
- 14) 同上。
- 15) 同上。
- 16) 同上。
- 17) 全国信用組合中央協会、「しんくみネット」ホームページによる(2016 年 11 月 30 日調べ)。
- 18) ヒアリング調査による。
- 19) 同上。
- 20) 糸魚川信用組合、まちづくり推進室の提供資料及びヒアリング調査による。

【参考文献】

- 家森信善(2014)「信用組合の協同組合性と金融機関性について」『ディスカッションペーパー』神戸大学経済経営研究所、DP2014-J09。
- 加藤俊彦 編(1983)『日本金融論の史的研究』東京大学出版会。
- 金佑榮(2017)「協同組織金融機関が及ぼす地域経済・社会への影響に関する一考察」『地域経済学研究』日本地域経済学会、第 34 号、掲載確定。
- 金融審議会、金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ(2009)「中間論点整理報告書」金融庁。
- 信用組合小史編纂委員会 編(1978)『信用組合小史』日本経済評論社。
- 全国信用協同組合連合会年史編集室 編(1984)『信用組合史—続』全国信用協同組合連合会。
- 全国信用協同組合連合会年史編集室 編(2004)『信用組合史—續々』全国信用協同組合連合会。
- 新潟県信用組合(1971)『新潟県信用組合二十年史』新潟県信用組合。
- 村本孜(2014)「信用金庫論—制度論としての整理—」『信金中金月報』信金中央金庫、2014 年 5 月号。
- 谷地宣亮(2014)「業域信用組合・職域信用組合の状況と存在意義」『日本福祉大学経済論集』日本福祉大学、第 49 号。
- 谷地宣亮(2010)「信用金庫・信用組合の存在意義に関する一考察」『日本福祉大学経済論集』日本福祉大学 第 40 号。
- 谷地宣亮(2011)「信用組合の存在意義に関する考察」『日本福祉大学経済論集』日本福祉大学、第

43号。

谷地宣亮（2013）「信用組合の経営理念と地域貢献活動」『日本福祉大学経済論集』日本福祉大学、第46号。

山崎丈夫（2009）『地域コミュニティ論』自治体研究社。

預金保険機構（2005）「金融機関破綻に関する定量分析」『預金保険研究』第四号、預金保険機構。

（京都大学大学院経済学研究科 博士後期課程）